

### 第3回建設発生土土質改良プラント認証制度検討委員会 議事概要

■日 時:令和4年2月4日(金)14時30分から16時30分

■場 所:WEB開催

■出席者:勝見委員長、高橋委員、増井委員、山脇委員、阪本委員、松橋委員、松本委員、  
高野(事務局兼任)

事務局:ACTEC 新妻、高野、橋立、河原 JASRA:赤坂、円谷

欠席:高原オブザーバー

#### ■議事概要

(1)「認証制度の主要事項」への意見への対応(○は 資料3認証制度の主要事項の右下の番号)

- ①P4「土壤汚染対策法の汚染状態に関する基準関係試験頻度について」は次の趣旨に修文する。
  - ・試験頻度を自治体が規定している場合は、自治体の試験頻度とするか、より厳しい頻度とする。  
(年間回数で規定している場合は、規定の回数を上回る回数、生産量ごとに試験を規定している場合は、規定の生産量より少ない生産量ごと試験)
  - ・試験頻度を自治体が規定していない場合は、第三者認証制度としては、試験実施自体を求めないが、各プラント(事業者)が自主的に試験を行う場合の試験頻度については、原料土の地域特性、改良土生産量等を考慮して、各プラント(事業者)の定めるところによる。
- ②P9「認証対象象範囲」への追加事項について
  - ・エコアクション21はISOと同等の扱いとする。
  - ・優良産廃処理業者認定制度をISO、エコアクション21と同等の扱いすると意見に対しては、優良産廃処理業者認定制度の内容が土質改良プラント第三者認証制度内容と異なるので、ISO、エコアクション21と同等の扱いとはしない。
- ③P10「認証ランク設定」レベル2, 3取り組みへの追加事項について
  - ・「原料土ストック量」については、「量」の設定が困難なのでレベル2, 3の取り組みとはしない。
  - ・「原料土のみの受入」は、「受入地」同等なのでレベル2, 3の取り組みとはしない。
  - ・「原料土ヤードのストックヤードとしての活用」は追加する。

(2)第三者認証制度における「レベル」認証について

①レベル2, 3の取組みを例えば、次の3区分にする。(区分名称は仮、取組みは例)

「品質管理の高度化」

- ・土質試験室を設置し毎日改良土土質性状をチェック
- ・プラント運営(品質管理)に必要な技術講習を受講(今後 JASRA で開催予定)
- ・改良土の幅広い利用用途に応じて環境安全性を適切に評価する取組を実施

「プラント運営の高度化」

- ・法規制等で求められる以上の環境対策を実施
- ・カーボンニュートラルへの取組を実施
- ・HSE への取組を実施
- ・ISO9001 又は 14001 認証取得(土質改良事業が認証範囲に含まれていること)
- ・エコアクション21認証取得(土質改良事業が認証範囲に含まれていること)

「建設発生土の有効・適正利用推進」

- ・多様な土質の原料土を改良対象
- ・原料土ヤードを工事間利用時の土工期調整のために活用など、土質改良プラントを多用途に有効利用
- ・原料土、改良土の運搬管理にトレーサビリティシステムを導入
- ・国等行政機関が推進する建設発生土有効利用に積極的に参加するため JASRA に加入

②レベル2, 3の区分の考え方について

- ・レベル2は取組○個以上、レベル3はレベル2に加えて○個以上とする考え方もある。
- ・レベルを1, 2, 3の3区分せず、レベル1, 2の2区分とし、レベル2を取得する際の特長として、  
①の3区分のいずれかに重点をおいて認証取得するという考え方もある。

(3)閉会にあたって、ACTEC 佐藤理事長、JASRA 赤坂理事長から挨拶があった。

以上